

公益財団法人 三菱ガス化学記念財団定款

第1章 総 則

第1条（名 称）

当法人は、公益財団法人三菱ガス化学記念財団と称する。

第2条（事務所）

当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第3条（目 的）

当法人は、化学、化学工学等の分野の研究を志す有為な人材への支援と同分野の研究に対する助成を通じて、直面する社会問題を解決し、持続可能な社会を実現するための一助となすことを目的とする。

第4条（事 業）

- 1 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 化学、化学工学分野の大学生、大学院生、特にアセアン諸国からの留学生に対する奨学金の給付
 - (2) 化学、化学工学分野の研究に対する助成金の給付
 - (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行う。

第2章 資産及び会計

第5条（設立者及び財産の拠出）

設立者は、附則の別表に記載された財産を、当法人のために拠出する。

第6条（基本財産）

- 1 当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 2 基本財産について、当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

- 4 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

第7条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第8条（事業計画及び収支予算）

- 1 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第9条（事業報告及び決算）

- 1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10条（公益目的取得財産残額の算定）

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

第11条（評議員の定数）

当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

第12条（評議員の選任及び解任）

1 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の3分の1を超えないものであること

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げるもの以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げるものの配偶者

ヘ ロからニに掲げるものの3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

第13条（任期）

- 1 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

第14条（評議員の報酬等）

- 1 評議員には、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、その職務執行の対価として報酬等を支給できるものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第2節 評議員会

第15条（構成及び権限）

- 1 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 評議員の報酬等の支給の基準及び役員の報酬等の額
 - (3) 定款の変更
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人・財団法人法に規定する事項及びこ

の定款に定める事項

第16条（種類及び開催）

- 1 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

第17条（招集）

- 1 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第18条（招集の通知）

- 1 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

第19条（議長）

評議員会の議長は、出席評議員の互選により定める。

第20条（決議）

- 1 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

第21条（決議の省略）

理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

第 22 条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第 23 条（議事録）

- 1 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印するものとする。

第 24 条（評議員会の運営）

評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

第 25 条（役員を設置）

- 1 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人・財団法人法の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事の内、1 名を常務理事とすることができる。
- 5 前項の常務理事をもって、一般社団法人・財団法人法の業務執行理事とする。

第 26 条（役員を選任等）

- 1 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の評議員、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

第 27 条（理事の職務・権限）

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表しその業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 28 条（監事の職務・権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 29 条（役員任期）

- 1 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第 25 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 30 条（役員解任）

役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第 31 条（役員報酬等）

- 1 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給できるものとする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 32 条（責任の免除又は限定）

- 1 当法人は、役員的一般社団法人・財団法人法第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 2 節 理事会

第 33 条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 34 条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

第 35 条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所を記載した書面をもって、開催日の 3 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第 36 条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 37 条（決議）

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人・財団法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第 38 条（報告の省略）

- 1 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第 27 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

第 39 条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 40 条（理事会の運営）

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

第 41 条（定款の変更）

- 1 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

第 42 条（解 散）

当法人は、基本財産の減失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

第 43 条（公益認定の取消し等に伴う贈与）

当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 44 条（残余財産の帰属）

- 1 当法人は剰余金の分配を行うことができない。
- 2 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 公 告

第45条(公 告)

- 1 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第7章 事務局

第46条(事務局)

- 1 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の決議を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第8章 補 則

第47条(委 任)

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。